参考資料 2

令和 4 年度 山形支部事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。
	(1)健全な財政運営
	① 健全な財政運営に資するため、基盤的・戦略的保険者機能を発揮した医療費適正化等の事業を着実に実施するとともに、評議会において保険料率に関する議論を行う。② 今後厳しさが増すことが予想される協会財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。
	【重要度:高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約240万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。
	【困難度:高】 協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。 このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。
	(2) サービス水準の向上 ① お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ② 現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード:10日間)を遵守する。 ③ 窓口に足を運ばずとも手続きが可能となるような質の高い広報や電話応対を行う。

■ KPI: ①サービススタンダードの達成状況を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 98.3%以上とする

(3) 限度額適用認定証の利用促進

- ① 事業主や健康保険委員へのチラシ等による広報や県内の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置し利用促進を図る。
- ② 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を行う。

(4) 現金給付の適正化の推進

- ① 審査事務手順書に基づく、標準化した業務プロセスの徹底による業務の正確性と迅速性の向上を図る。
- ② 不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、保険給付適正化プロジェクトチームにて議論を行い、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
- ③ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

(5) 効果的なレセプト点検の推進

- ① 行動計画に基づき、協会システムを活用し、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図る。
- ② 定期的な研修等を実施するほか、事例の収集と活用や点検観点の共有を行い、点検員のスキルアップを図る。
- ③ 支払基金支部と審査結果に関する協議の機会を設け、審査基準の差異にかかる議論を積極的に行い、その解消を図る。

【困難度:高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた(※)。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

- (※) 電子レセプトの普及率は 98.8% (2020 年度末) となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。
- KPI:①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※)査定率 = レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 ②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

(6) 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)及び部位ころがし(負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診)の申請について、加入者に対する文書照会や 適正受診の啓発を強化する。
- あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会などを実施し、不正の疑いがある案件については厚生局への情報提供を行う。
- KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ① 日本年金機構の資格喪失処理後早期に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。
- ② 被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ③ 資格喪失届への保険証の添付率が低い事業所等に対し、退職時における保険証の早期回収を図るため、保険証の正しい使用に関する周知、広報を強化する。
- ④ 電話や訪問による催告のほか、弁護士名による文書催告や内容証明郵便等による催告を速やかに行うとともに、法的手続きによる回収を積極的に実施し、債権の早期回収を図る。
- ⑤ 債務者の資格情報を早期に確認し、保険者間調整を積極的に活用し確実な債権の回収に努める。

【凩難度:高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先で

ある日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法(郵送時期)等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納(協会への到着)は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整(※1)により返納(回収)されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス(※2)の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPI を達成することは、困難度が高い。

- (※1) 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者(元被保険者)の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接 調整することで、返納(弁済)する仕組み。(債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。)
- (※2) 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な(新たに資格を取得した)保険者に、振替える仕組み。
 - KPI: ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする。

(8) 被扶養者資格の再確認の徹底

- ① 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ② 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を96.4%以上とする

(9) オンライン資格確認システムの円滑な実施

・ マイナンバーカードの保険証としての使用を推進するため、広報誌やホームページ等により、オンライン資格確認の周知やマイナンバーカードの取得促進等に関する広報を行う。

【重要度:高】

オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証利用については、政府が進めるデータヘルス改革の基盤

となる重要な取組であり、重要度が高い。

(10)業務改革の推進に向けた取組

・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業 務の生産性の向上を目指す。

【困難度:高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

2. 戦略的保険者機能関係

特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に着実に取り組み、第5期保険者機能強化アクションプランに掲げる3つの目標であるI.加入者の健康度を高めること、II. 医療等の質や効率性の向上、III. 医療費等の適正化の実現を目指す。

(1) 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施

・ 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組みを着実かつ効果的に実施する。 【上位目標】循環器系疾患の発症を抑制する 【中位目標】県内全域建設業事業所における特定保健指導対象者の割合を20%まで減らす

(2) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ① 生活習慣病予防健診の受診率向上に向けて、実施率への影響が大きい事業所や業態等を選定し、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ② 事業者健診データの取得率向上に向けて、労働局と連携し事業所に対するデータ提供依頼を行う。また、外部 委託業者を活用したデータ提供勧奨を行う。

③ 特定健診実施率向上に向けて、未受診者へ効果的な受診勧奨を行う。

【重要度:高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(65%)が示されており、重要度が高い。

【凩難度:高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の 当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が 高い。

■ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:166,320人)

生活習慣病予防健診 実施率 79.0%(実施見込者数:131,310 人)事業者健診データ 取得率 10.2%(取得見込者数:16,890 人)

■ 被扶養者(実施対象者数:39,509人)

特定健康診査 実施率 41.4% (実施見込者数:16,340 人)

■ KPI: ① 生活習慣病予防健診実施率を 79.0%以上とする

- ② 事業者健診データ取得率を 10.2%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を 41.4%以上とする

(3) 特定保健指導実施率及び質の向上

- ① 健診当日の特定保健指導の実施者数拡大に向け、健診機関との連携強化を図る。
- ② 専門事業者による特定保健指導の実施者数のより一層の拡大を図る。
- ③ 実施率への影響が大きい事業所等へ効果的な利用勧奨を行う。
- ④ 情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。

【重要度:高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。ま

た、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値(35%)が示されており、重要度が高い。

【困難度:高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

■ 被保険者(特定保健指導対象者数:30,381人)

特定保健指導 実施率 34.2% (実施見込者数:10,400人)

■ 被扶養者(特定保健指導対象者数:1,536人)

· 特定保健指導 実施率 10.8% (実施見込者数: 166 人)

■ KPI:①被保険者の特定保健指導の実施率を34.2%以上とする

②被扶養者の特定保健指導の実施率を10.8%以上とする

(4) 重症化予防対策の推進

- ① 未治療者に対する医療機関への受診勧奨を行う。なお、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLステロール値に着目した受診勧奨を実施する。
- ② 山形県版「糖尿病及び慢性腎臓病(CKD)重症化予防プログラム」に則り、かかりつけ医との連携等による 糖尿病性腎症重症化予防に取り組む。

【重要度:高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

■ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 5,200 人

■ KPI: 受診勧奨後、3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12,4%以上とする

(5) コラボヘルスの推進

- ① 健康宣言事業所数の拡大
 - ・ 山形県や市町村、経済団体等の関係機関と連携した広報活動等を行うことにより、健康宣言事業所数の更なる 拡大を図る。
 - ・ 支部職員全体による事業所訪問を行い、健康宣言事業への理解向上を図る。
- ② 健康宣言事業所における取組支援の強化
 - ・ 事業所単位での健康・医療データを見える化した「事業所カルテ」を提供し、健康宣言事業所における健康課題の把握に向けたサポートを行う。
 - ・ 産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策や、外部事業者等を活用した事業所訪問型の 健康づくりセミナーの提供等により、健康宣言事業所における健康づくりの取組みに対する支援を強化する。
 - ・ 健康宣言事業所等の健康づくりに積極的に取組む事業所に対し担当の保健師を配置し、健康づくりのサポート を行う。

【重要度:高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針(THP指針)等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出される等、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI:健康宣言事業所数を 1,400 事業所以上とする

(6) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

- ① 広報活動の推進
 - ・ ホームページやメールマガジン、本部より提供される広報資材を活用したタイムリーな情報提供、納入告知書 同封チラシや広報誌を活用した定期的な広報等により、わかりやすく丁寧な情報発信を行う。
 - ・ テレビ・新聞等メディアへの発信力を強化するとともに、県や市町村、関係団体と連携した広報を実施することにより、幅広い層への情報発信を行う。
 - デジタル広告等を活用した効果的な広報を実施する。
- ② 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大
 - ・ 定期的な広報誌の発行や研修会の開催等を通じて、健康保険委員活動に必要な情報提供を行う。
 - 健康保険委員の永年の活動や功績等に対する健康保険委員表彰を実施する。
 - 健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、健康宣言の登録と併せた勧奨を中心に実施する。
 - KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 54.2%以上とする

(7) ジェネリック医薬品の更なる使用促進

- ① ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果をお知らせする「軽減額通知」を年2回実施する。
- ② 医療機関や調剤薬局ごとのジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、医療機関及び薬局等への働きかけを実施する。
- ③ 各種広報媒体やお薬手帳カバー配付の機会を活用し、ジェネリック医薬品に関して幅広く周知広報を実施する。
- ④ 県や自治体等と連携し、ジェネリック医薬品使用割合の低い乳幼児・小児層の保護者に対する周知広報を実施する。
- ⑤ ジェネリック医薬品希望者の切替意思を、本人に代わって医師等に伝達することにより、医師等と本人との話し合いの機会を創出する。
- ⑥ ジェネリック医薬品の使用促進にかかる支部ごとの阻害要因を数値化した「ジェネリックカルテ」を活用し、 課題に沿った取組みを重点的に実施する。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)を対前年度以上とする
 - (※) 医科、DPC、歯科、調剤

(8) インセンティブ(報奨金)制度に係る周知広報の強化

・ 加入者や事業主から制度の仕組みや意義に対する理解を得るため、協会けんぽの広報誌、メールマガジン、ホームページや各種研修会、関係団体と連携した広報のほか、マスメディア等も活用した積極的かつ丁寧な周知広報を実施し、行動変容を促す。

【重要度:高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の「『日本再興戦略』改訂 2015 | や「未来投資戦略 2017 | において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

(9) 地域の医療提供体制への働きかけや意見発信

- ① 医療費データ等の分析
 - ・ 本部から提供される支部ごとの医療費の状況や健診結果等をまとめた基礎情報等を活用し、医療費等の地域差 を中心とした分析を行う。
 - 協会が保有するレセプトデータや健診結果データ等を活用し、保険者協議会、都道府県、市町村等とも連携した分析や、適切な医療機能の分化に向けた意見発信のための分析を行う。
- ② 外部への意見発信や情報提供
 - ・ 医療データや健診結果データ等の分析結果を踏まえ、医療費の動向等について、加入者や事業主等へ情報提供 を行う。
 - ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や国、都道府県等から提供された医療データ等を 活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
 - ・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用し、不要不急の時間外受診や休日受診を控える等の 「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携して、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行

う。

・ 医療費データ、健診結果データの分析結果やそこから得られた知見に基づく事業等の取組、効果的な健康づく り事業等の成果を発表するため、本部主催の調査研究フォーラム、調査研究報告書への応募、各種学会での発 表を検討する。

【重要度:高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

■ KPI:効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、 医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

(10) 医療費適正化に向けた取組み

- ① お薬手帳一冊化に向けたお薬手帳カバーの作成・配付
 - 重複投薬や禁忌服薬を防止するため、お薬手帳を一人一冊化することを目的として、お薬手帳カバーを作成し、 希望に応じて「やまがた健康企業宣言」の宣言事業所や健康保険委員登録事業所に配付する。
- ② 市販薬への切替促進による医療費適正化
 - ・ セルフメディケーションに関する情報を提供することにより、加入者のヘルスリテラシーや健康への意識を高め、市販薬を利用した自己健康管理を促す。

(11) 関係機関との連携強化

・ 山形県や市町村、医療関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会)、経済団体、保険者協議会等の関係団体と の連携をさらに強化し、加入者の健康度を高めるための様々な取組みを推進する。

3. 組織・運営体制関係

基盤的保険者機能・戦略的保険者機能の基盤となる組織体制について、人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心としつつ効果的な研修を実施して職員の質の向上を図り、組織基盤を底上げする。また、協会の安定運営に関わるリスクが多様化・複雑化していること等を踏まえ、内部統制を強化するための体制整備を進める。

(1) 実績や能力本位の人事の推進

・ 協会理念の実現に向けて、組織目標を意識した個人目標を設定し、各職員が日々の業務遂行を通じて目標を達成できるよう人事評価制度を適切に運用する。また、人事評価の結果を適切に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。

(2) 人材育成の推進

・ OJT を中心としつつ、支部の課題を踏まえた独自研修等の集合研修、及びオンライン研修や通信教育講座の斡旋等により職員の研修機会を確保し、自己啓発を支援する。

(3) 適切な組織運営

- ① 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し生産性向上を目指す。また、必要に応じ組織運営体制を見直す。
- ② 組織運営体制の強化
 - ・ 全管理職が参加するグループ長・補佐会議による情報共有や、業務改善委員会の開催等を通じて支部内の部門 間連携を強化する。
- ③ 職員の健康づくりの推進
 - ・ 職員に対する健診及び特定保健指導の受診の徹底、再検査や治療のための医療機関受診の勧奨、衛生委員会に おける職場の作業環境等の確認及び改善等を通じて、職員の健康づくりを推進する。

(4) 内部統制に関する取組みの推進

- ① 内部統制の強化
 - ・ 効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを目指して、内部統制基本方針 に則り、リスクの洗い出し・分析・評価・対策の仕組みの導入等、内部統制の整備を着実に進める。
- ② コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

- ・ 全職員を対象とした研修の実施、コンプライアンス委員会・個人情報保護管理委員会の開催、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底する。
- ③ リスク管理の徹底
 - ・ 支部の業務全般にわたる自主点検を半期ごとに行い、各種規程の遵守状況等を確認することにより、事務処理 誤りや事故等の発生を防止する。
 - 防災点検、防災訓練への参加、消防計画書の整備等により、有事に対応できるリスク管理体制を整備する。

(5) 費用対効果を踏まえた経費の節減等の推進

- ① 職員一人一人のコスト意識を高めるとともに、適切な在庫管理の徹底等により経費削減に努める。
- ② 調達審査委員会の適切な運用やホームページによる調達結果等の公表を徹底し、調達における透明性の確保に 努める。
- ③ 調達における競争性を高めるため、十分な公告期間や履行期間の確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- ④ 一者応札となった入札案件については、入札に参加しなかった業者へのアンケート調査等の取り組みにより、次回の調達改善に努める。

■ KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする